

## 鹿児島工業高等専門学校におけるシラバスの適切な利活用に関する申合せ

令和7年8月26日

教務委員会承認

令和7年9月2日

専攻科委員会承認

### (目的)

- 1 この申合せは、本校のシラバスを適切に利活用するため、必要な手順を明確にすることを目的とする。

### (手順)

- 2 教務係は、4月の初回授業開始時まで科目担当教員へ、初回授業時に最新のシラバスを漏れなく学生に提示した上で、授業内容・評価方法・到達目標との関連等を説明すること、また、最終授業時にはシラバスを活用して学生自身の到達目標と到達レベル等を確認することの指示を行うよう依頼する。
- 3 教務委員は、4月の初回授業開始時まで前期開講科目のシラバスがWEB上で漏れなく公開されているかを点検し、また、遅くとも4月末までに当該年度内に開講する全科目のシラバスがWEB上で漏れなく公開されているかを点検する。
- 4 教務委員は、前項の点検の結果、未公開のシラバスを確認した場合は、直ちに公開するよう科目担当教員へ依頼し、公開されたことを確認した上で、点検の結果を教務委員会へ報告する。
- 5 教務係は、WEBシラバス上で次年度開講科目の作成が可能になったことを確認した場合は、科目担当教員へシラバス作成要領を提示した上で、次年度のシラバス作成を依頼する。
- 6 教務委員は、次年度のシラバスがシラバス作成要領に従い全ての項目を漏れなく記載されていることを点検し、点検の結果を教務委員会へ報告する。

### (改善)

- 7 教務委員会は、授業アンケートを用いて学生のシラバス利活用状況を調査する。
- 8 教務委員会は、前項の調査結果を基に必要な応じて改善を検討する。

### (報告)

- 9 教務主事は、第4項及び第6項、並びに第8項の結果を運営会議で報告する。

(雑則)

- 10 本申合せは専攻科においても準用する。この場合において、「教務委員」とあるのは「専攻科委員」と、「教務委員会」とあるのは「専攻科委員会」と、「教務主事」とあるのは「専攻科長」と読み替えるものとする。

附 則

この申合せは、令和7年9月2日から施行し、令和7年4月1日から適用する。